



西久保駐在だより

平成30年5月号
電話 82-0110



気をつけて!! 悪質商法



点検商法! 訪問購入! 送り付け商法!

① 点検商法とは・・・

突然、無料で屋根や床下を点検する業者が来訪!

↓業者が自宅に入る。

「床下が湿気で酷い。」「この屋根だと雨漏りする。」
等不安を煽る様なことを申し向ける。

↓リフォーム契約締結

法外な代金を請求された。



- ◎ その場で判断せず、必ず家族に相談すること。
- ◎ 複数の業者に見積をしてもいい、適正価格を見極めること。

② 訪問購入とは・・・

「不要な衣類を買い取る。」と業者から電話が入る。

↓古着の買取を依頼

訪問してきた業者から「貴金属はないか?」と
しつこく言われ、金のネックレス等を提示。

↓その結果

思い出の指輪を数百円で買取られた。



- ◎ 古物営業の許可がある業者が確認すること。
- ◎ 買い取ってもらった場合でも、クーリング・オフ期間中は、
物品の引渡しを拒むことができます。

③ 送り付け商法とは・・・

不審な業者から「あなたが御注文していた健康食品が
出来上がりました。」と電話が来る。

↓「注文していない。」と言っても・・・

「あなたのために配合して作ったので、買い取って
もらわないと困る。」と言われる。

↓曖昧な返答で電話を切ると・・・

商品が届き、その対価を請求された。



- ◎ 電話がきたとき、はっきりと「要りません。」と断ること。
- ◎ 断っても商品が届いてしまったら宅配業者に説明して受け取り
を拒否すること。また、差出人が不明の場合も拒否すること。



悪質商法の被害防止川柳です。

- 1 ちょっとまで その場で契約しないこと
- 2 買おうかな ひとりで決めず 家族に相談
- 3 「しまった」と 思ったときは クリッ・パ
- 4 困ったら 迷わず近くの 警察に!!

春の行楽期における山岳遭難の防止



春の行楽期には、例年、丹沢
山塊や箱根方面の山々に多くの
登山者が訪れています。

この時期は、ふもとは春の穏やかな気候でも、
山頂付近は天候の急変により冬山に様変わりす
ることもあり、無理な計画・不十分な装備での
安易な登山は遭難に至る危険性があります。

～登山計画書を提出しましょう～

- ◎ 登山計画書に決まった様式はありません。
「住所、氏名、携帯電話番号、緊急の連絡先、
登山日程、登山方法、行動予定」等を記載して
ください。
- ◎ 登山計画書は、各都道府県の提出先や登山口
にある投函箱等に提出しましょう。
【神奈川県提出先】
山岳を管轄する警察署(交番・駐在所を含む)
及び登山口に設置された登山計画書投函箱の
ほか、警察本部地域総務課や県内の各警察署
でも受け付けています。
神奈川県警察ホームページからオンラインによる提出
も可能です。
右のQRコードから神奈川県警察
のホームページに掲載されている「登山
計画書届出フォーム」に接続できますので
活用してください。
※ 日本山岳ガイド協会が運営する登山届
受理システム「コンパス」では、全国の山
の登山計画が簡単に登録できます。



毎月5日は「チリリン・デー」

県警察では、毎月5日を「チリリン・デー」
として、交通指導取締りのほか、自転車の安全
利用意識の向上を図るための、関係
機関・団体と連携した自転車に
関する安全教育や広報啓発活動
等を強化する取組を行っています。



～安全で安心して暮らせる地域社会の実現～

「県民の期待と信頼に応える力強い警察活動の推進」

